

プロジェクションマッピング 実施マニュアル

平成30年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

目次

はじめに.....	1
第1章 プロジェクションマッピングを行う際の必要な手続き等.....	2
1.1 全てのプロジェクションマッピングに共通する屋外広告物に関する手続き	3
✚ なぜ屋外広告物法が関係するのか？	3
✚ 一般的にどのようなものが屋外広告物条例の規制を受けるのか？	4
✚ 具体的に必要な手続きは何か？	4
✚ 相談窓口はどこか？	5
1.2 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き	5
1.3 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き	5
1.4 その他の手続き	5
第2章 プロジェクションマッピングの実施事例.....	6
2.1 長崎県長崎市での事例	7
2.2 静岡県静岡市での事例	8
2.3 愛知県名古屋市での事例	9
巻末資料：屋外広告物条例の相談窓口一覧.....	10

はじめに

近年、建物等に光を投影する「プロジェクションマッピング」は技術的進展がめざましく、世界の様々な都市において盛んに行われている。我が国においても、今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、活用ニーズがますます高まっていくことが想定される。

このような状況の中、プロジェクションマッピング実施にあたり、必要な手続き等を明確にして環境整備を進めることが求められている。

本マニュアルは、主にまちなかで実施されるプロジェクションマッピングについて、必要となる手続きやその事例をとりまとめたものである。行政や民間の事業者がプロジェクションマッピングを実施する際に活用されることを期待する。

第1章 プロジェクションマッピングを行う際の必要な手続き等

- プロジェクションマッピングは、テーマパークや公園等の敷地内において、その来訪者に向けて表示されるものについては、屋外広告物法に基づく手続きは必要ない。
- まちなかの建物などに投影し、公衆に向けて表示されるものについては、手続きが必要となることがあり、本章では、以下の手続きについてまとめている。
 - ✓ 全てのプロジェクションマッピング → 詳細は 1.1 へ
 - ✓ 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合 → 詳細は 1.2 へ
 - ✓ 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合 → 詳細は 1.3 へ
 - ✓ その他の手続き → 詳細は 1.4 へ

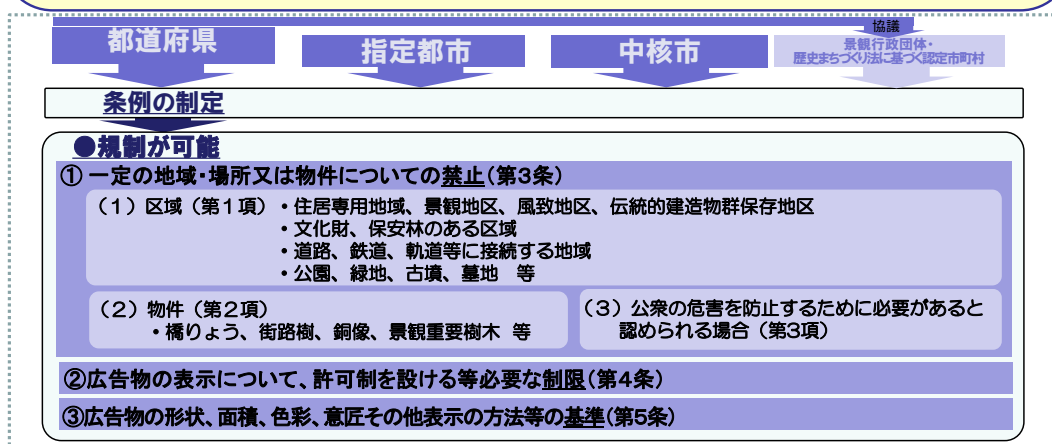
1.1 全てのプロジェクションマッピングに共通する屋外広告物に関する手続き

✦ なぜ屋外広告物法が関係するのか？

- 屋外広告物法は、「良好な景観の形成・風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的とし、同法では、「屋外広告物」とは、次の4つの要件を全て満たしているものとされている。
 - ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 - ② 屋外で表示されるもの
 - ③ 公衆に表示されるもの
 - ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- 4つの要件を全て満たすものは、その表示する内容や形態にかかわらず屋外広告物となり、**プロジェクションマッピングについても屋外広告物として規制の対象となりうる。**
- 屋外広告物に関する規制の詳細は、各地方公共団体の条例に定められているため、条例の相談窓口（巻末資料参照）への確認が必要となる。

屋外広告物法の概要

- ▶ 屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の改定並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。
- ▶ 屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう」（屋外広告物法第2条第1項）。
- ▶ 都道府県、指定都市及び中核市は、良好な景観の維持等のため必要があるときは、条例で定めるところにより、屋外広告物の表示等を禁止したり、許可制にするなど必要な制限をすることができる。



✚ 一般的にどのようなものが屋外広告物条例の規制を受けるのか？

- テーマパークや公園等の敷地内において、その来訪者に向けて表示されるプロジェクションマッピング（図1）は、屋外広告物法における屋外広告物に該当しないため、条例の手続きは必要ない。
- また、まちの活性化等に資するイベントのため、公益性※があり期間限定で表示されるプロジェクションマッピング（図2）については、条例の適用がされない場合がある。

※ 企業広告等の占める割合、収益の用途、反社会的勢力の関与などの基準により各地方公共団体に判断

- 上記以外のものについては、条例の規制を受ける場合が多い。
- いずれの場合も、まずは条例の相談窓口（巻末資料参照）に確認することが望ましい。

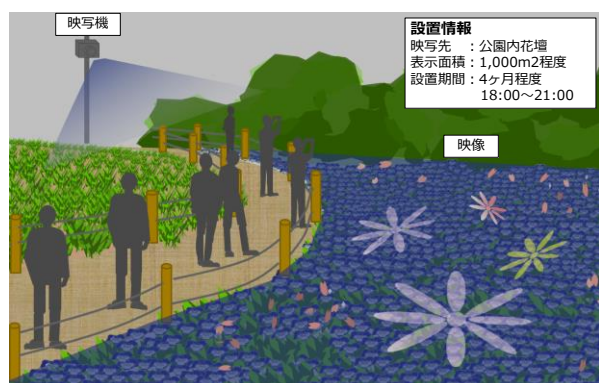


図1：来訪者に向けて表示されるもののイメージ

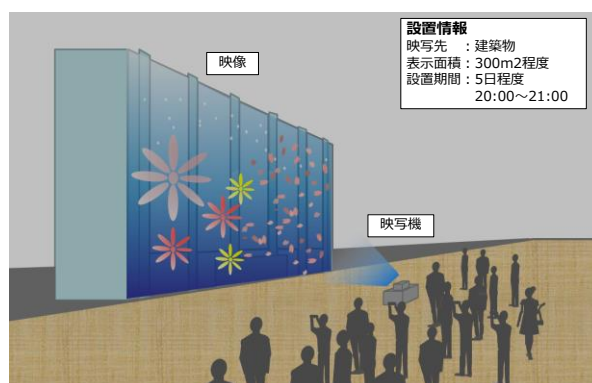


図2：公益性があり期間限定で表示されるもののイメージ

✚ 具体的に必要な手続きは何か？

- 屋外広告物条例の適用を受ける場合、通常、条例の窓口にて許可の申請を行い、許可を受ける必要がある。
- 地方公共団体毎に許可の申請から許可までに要する時間は異なるため、計画段階から早めに相談することが望ましい。
- 詳細な手続きは、相談窓口（巻末資料参照）への確認が必要となる。

📌 相談窓口はどこか？

- 巻末資料に、屋外広告物条例を制定している地方公共団体の一覧表を掲載している（平成 30 年 4 月 1 日時点）。表中に記載のある市町村においては当該市町村が、表中に記載のない市町村においては都道府県が窓口となる。

1.2 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き

- 道路交通法及び都道府県公安委員会規則では、道路における禁止行為が定められている。プロジェクションマッピングの実施に当たっては、
 - ・ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置すること
 - ・ 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路上に投射すること等の禁止行為に当たらないように留意されたい。
- このため、道路を挟んで高所から高所へ表示し、禁止行為に該当しないプロジェクションマッピングについては実施が可能である。
- 計画しているプロジェクションマッピングが禁止行為に該当するか否かについて疑義がある場合には、地元の警察署に問い合わせられたい。
- なお、道路にはみ出さないように投影機を設置し、道路を挟んだ向かいの建物等へプロジェクションマッピングを表示する場合については、道路管理者への手続きを行う必要はない。

1.3 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き

- 河川の区域にはみ出さないように投影機を設置し、河川を挟んだ向かいの建物等へプロジェクションマッピングを表示する場合については、河川管理者への手続きを行うことなく、実施することが可能である。

1.4 その他の手続き

- 自己の所有でない建物等プロジェクションマッピングを表示する場合、あるいは自己の所有でない土地に投影機を設置する場合には、当該建物等又は土地の所有者や管理者の許可が必要となる。

- その他、イベント開催にあたり必要となる手続き等、他法令に基づく手続きが必要となる。

第2章 プロジェクションマッピングの実施事例

- 本章では、前章に記載された手続きが実際に行われた事例についてとりまとめている。
- ただし、道路や公園等の公共施設の使用にあたっての手続きや、イベント開催にあたり通常必要な他法令に基づく手続きについては記載していない。

2.1 長崎県長崎市での事例

(概要)

趣 旨：新設した出島表門橋を新たな観光名所としてPRすることを主な目的にイベントを開催したもの

実施主体：出島プロジェクションマッピング事業実施委員会（長崎市も構成員）

内 容：出島の歴史や未来像を描いた映像

日 時：2017年12月8日～10日（3日間）18:00、18:30、19:00、19:30、20:00

入 場 料：大人 1,000 円（前売 900 円）、小・中学生 500 円

(実施の際に行われた手続き)

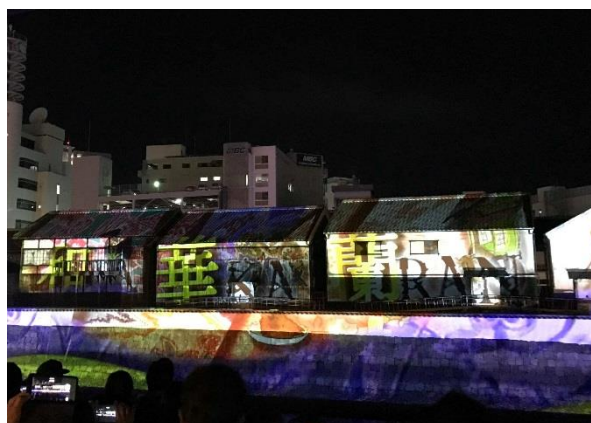
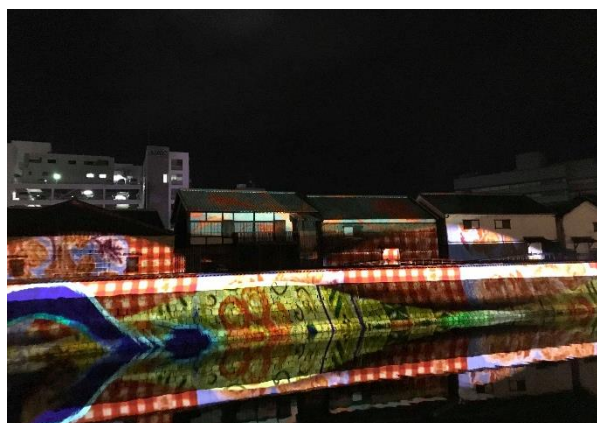
市管理の表門橋公園の敷地内に投影機を設置し、公園の敷地外である二級河川の水面、対岸の護岸及び建物に対してプロジェクションマッピングを表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

長崎市の条例窓口にご相談したところ、プロジェクションマッピングはイベント入場料を支払った来場者を対象に表示するものであるため、屋外広告物には該当せず、手続きは必要ないとされた。

➤ 河川を挟んで向かいの建物等に表示する際の手続き

河川を挟んで対岸の護岸や建物、河川の水面にプロジェクションマッピングを表示するため、当該河川を管理する長崎県にご相談したところ、特段の手続きは必要ないとされた。



2.2 静岡県静岡市での事例

(概要)

趣 旨：商業複合施設のグランドオープンに伴い、ビルの認知度の向上及び中心街の活性化を目的にイベントを開催したものの

実施主体：NTT西日本、I LOVE しずおか協議会

内 容：金魚等の画像や主催者名等

日 時：2013年12月12、13日（2日間） 20時～21時

(実施の際に行われた手続き)

商業地域内の一部をイベント会場として、県道を挟んでビルにプロジェクションマッピングを表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

静岡市の条例窓口にご相談したところ、イベント会場での設置となることから、屋外広告物条例の適用除外とされ、手続きは必要ないとされた。

➤ 道路を挟んで向かいの建物等に表示する際の手続き

県道を挟んで向かいの建物の屋上からの投影であったため地元の警察署にご相談したところ、道路交通法における禁止行為には該当しないとされ、実施可能であった。



2.3 愛知県名古屋市での事例

(概要)

趣 旨：名古屋港ポートビルの壁面に、協賛企業の企業名や画像を表示するプロジェクションマッピングを、23日間にわたって実施。

実施主体：名古屋港冬のにぎわい創出実行委員会

内 容：冬の花火をモチーフとしたイメージ、協賛企業名

日 時：2016年12月3日～25日（23日間）17:30～21:00

(実施の際に行われた手続き)

名古屋港管理組合等の敷地内にある名古屋港ポートビルの壁面に表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

名古屋市の条例窓口にご相談し、名古屋市屋外広告物条例に基づき許可申請を行い、許可を受けた。



巻末資料：屋外広告物条例の相談窓口一覧（平成30年4月1日時点）

※表中に記載のある市町村：当該市町村が窓口、表中に記載のない市町村：都道府県が窓口

団体名	担当課	TEL	団体名	担当課	TEL
北海道	都市計画課	011-231-4111	川口市	都市計画課	048-242-6333
札幌市	道路管理課	011-211-2452	新座市	建築開発課	048-477-4309
旭川市	建築指導課	0166-25-8561	戸田市	都市計画課	048-441-1800
函館市	まちづくり景観課	0138-21-3389	春日部市	都市計画課	048-736-1111
小樽市	まちづくり推進課	0134-32-4111	三郷市	都市デザイン課	048-930-7740
青森県	都市計画課	017-734-9681	千葉県	公園緑地課	043-223-3279
青森市	建築営繕課	017-761-4358	千葉市	都市計画課	043-245-5307
八戸市	まちづくり文化推進室	0178-43-2111	船橋市	都市計画課	047-436-2528
弘前市	都市政策課	0172-35-1134	柏市	道路総務課	04-7167-1299
岩手県	都市計画課	019-629-5891	東京都	緑地景観課	03-5388-3335
盛岡市	景観政策課	019-651-4111	八王子市	まちなみ景観課	042-620-7267
平泉町	建設水道課	0191-46-5569	神奈川県	都市整備課	045-210-6209
宮城県	都市計画課	022-211-3132	横浜市	景観調整課	045-671-2648
仙台市	都市景観課	022-214-8288	川崎市	路政課	044-200-2814
秋田県	都市計画課	018-860-2441	相模原市	建築・住まい政策課	042-769-9252
秋田市	都市計画課	018-888-5764	横須賀市	市街地整備景観課	046-822-8127
横手市	都市計画課	0182-32-2408	平塚市	まちづくり政策課	0463-21-8781
山形県	県土利用政策課	023-630-2430	藤沢市	街なみ景観課	0466-25-1111
福島県	都市計画課	024-521-7508	小田原市	まちづくり交通課	0465-33-1593
福島市	開発建築指導課	024-525-3790	茅ヶ崎市	景観みどり課	0467-82-1111
会津若松市	都市計画課	0242-39-1261	秦野市	開発建築指導課	0463-83-0883
郡山市	開発建築指導課	024-924-2371	大和市	街づくり推進課	046-260-5483
いわき市	都市計画課	0246-22-7512	山梨県	景観づくり推進室	055-223-1325
白河市	都市計画課	0248-22-1111	長野県	都市・まちづくり課	026-235-7348
茨城県	都市計画課	029-301-4579	長野市	都市政策課	026-224-7179
水戸市	都市計画課	029-224-1111	小布施町	建設水道課	026-214-9105
つくば市	都市計画課	029-883-1111	松本市	都市政策課	0263-34-3015
守谷市	都市計画課	0297-45-1111	飯田市	地域計画課	0265-22-4511
土浦市	都市計画課	029-826-1111	諏訪市	都市計画課	0266-52-4141
栃木県	都市計画課	028-623-2463	安曇野市	建築住宅課	0263-71-2242
宇都宮市	都市計画課	028-632-2558	駒ヶ根市	都市計画課	0265-83-2111
日光市	都市計画課	0288-21-5102	新潟県	都市政策課	025-280-5426
那須町	建設課	0287-72-6907	新潟市	都市計画課	025-226-2825
那須塩原市	都市計画課	0287-62-7159	新発田市	建築課	0254-26-3557
群馬県	都市計画課	027-226-3652	佐渡市	建設課	0259-63-5118
前橋市	都市計画課	027-898-6974	富山県	建築住宅課	076-444-9661
高崎市	都市計画課景観室	027-321-1350	富山市	都市政策課	076-443-2109
桐生市	都市計画課	0277-46-1111	石川県	都市計画課	076-225-1759
伊勢崎市	都市計画課	0270-27-2767	金沢市	景観政策課	076-220-2364
太田市	都市計画課	0276-47-1839	岐阜県	都市政策課	058-272-8648
藤岡市	都市計画課	0274-40-2824	岐阜市	まちづくり景観課	058-265-3985
富岡市	都市計画課	0274-62-1511	各務原市	建築指導課	058-383-1482
下仁田町	建設ガス水道課	0274-64-8807	下呂市	建築課	0576-53-2010
川場村	むらづくり振興課	0278-52-2111	高山市	都市整備課	0577-35-3159
中之条町	建設課	0279-75-8828	多治見市	都市政策課	0572-22-1321
埼玉県	田園都市づくり課	048-830-5528	美濃市	都市整備課	0575-33-1122
さいたま市	都市計画課	048-829-1409	恵那市	都市住宅課	0573-26-2111
川越市	都市景観課	049-224-5961	静岡県	景観まちづくり課	054-221-3702
越谷市	建築住宅課	048-963-9205	静岡市	建築総務課	054-221-1123
八潮市	都市計画課	048-996-2111	浜松市	土地政策課	053-457-2344

団体名	担当課	TEL	団体名	担当課	TEL
沼津市	まちづくり指導課	055-934-4762	鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7363
熱海市	まちづくり課	0557-86-6383	鳥取市	都市環境課	0857-20-3271
三島市	都市計画課	055-983-2631	倉吉市	管理計画課	0858-22-8131
富士宮市	都市計画課	0544-22-1408	鳥根県	都市計画課	0852-22-6143
富士市	建築指導課	0545-55-2909	松江市	まちづくり文化財課	0852-55-5696
御殿場市	都市計画課	0550-82-4231	岡山県	都市計画課	086-226-7491
袋井市	都市計画課	0538-44-3122	岡山市	都市計画課	086-803-1373
裾野市	建設部まちづくり課	055-995-1829	倉敷市	都市計画課	086-426-3494
伊豆の国市	都市計画課	055-948-2909	広島県	都市計画課	082-513-4111
愛知県	公園緑地課	052-954-6612	広島市	都市計画課	082-504-2277
名古屋市長	都市景観室	052-972-2735	呉市	都市計画課	0823-25-3366
豊田市	建築相談課	0565-34-6649	福山市	土木管理課	084-928-1079
豊橋市	都市計画課	0532-51-2615	尾道市	まちづくり推進課	0848-38-9223
岡崎市	まちづくりデザイン課	0564-23-6261	山口県	都市計画課	083-933-3733
三重県	都市政策課	059-224-2748	下関市	都市計画課	083-231-1225
福井県	都市計画課	0776-20-0497	萩市	都市計画課	0838-25-3647
大野市	建築営繕課	0779-66-1111	徳島県	都市計画課	088-621-2565
滋賀県	都市計画課	077-528-4184	香川県	都市計画課	087-832-3559
大津市	まちづくり計画課	077-528-2770	高松市	都市計画課	087-839-2455
長浜市	都市計画課	0749-65-6562	愛媛県	都市計画課	089-912-2735
草津市	都市計画課	077-561-6507	松山市	都市デザイン課	089-948-6848
守山市	都市計画課	077-582-1132	大洲市	建設部・都市整備課	0893-24-1719
野洲市	都市計画課	077-587-6324	宇和島市	都市整備課	0895-24-1111
高島市	都市計画課	0740-22-0904	八幡浜市	建設課	0894-36-1116
彦根市	都市計画課	0749-30-6124	内子町	総務課	0893-44-2111
甲賀市	都市計画課	0748-69-2203	高知県	都市計画課	088-823-9846
米原市	都市計画課	0749-52-6926	高知市	都市計画課	088-823-9465
湖南市	都市政策課	0748-71-2348	福岡県	公園街路課	092-643-3757
京都府	都市計画課	075-414-5328	北九州市	管理課	093-582-2271
京都市	広告景観づくり推進室	075-708-7690	福岡市	都市景観室	092-711-4395
宇治市	歴史まちづくり推進課	0774-20-8918	久留米市	都市計画課	0942-30-9083
伊根町	企画観光課	0772-32-0502	大牟田市	土木管理課	0944-41-2788
大阪府	建築企画課	06-6210-9718	中間市	都市整備課	093-246-6261
大阪市	路政課	06-6615-6687	宗像市	維持管理課	0940-36-7471
堺市	都市景観室	072-228-7432	太宰府市	都市計画課	092-921-2121
高槻市	都市づくり推進課	072-674-7552	福津市	都市管理課	0940-62-5036
東大阪市	みどり景観課	06-4309-3227	佐賀県	都市計画課	0952-25-7326
豊中市	都市計画課	06-6858-2419	佐賀市	都市デザイン課	0952-40-7172
枚方市	景観住宅整備課	072-841-1478	長崎県	都市政策課	095-894-3151
寝屋川市	まちづくり指導課	072-824-1181	長崎市	景観推進室	095-829-1177
八尾市	都市政策課	072-924-3850	佐世保市	まち整備課	0956-24-1111
兵庫県	都市政策課	078-362-3642	大村市	都市計画課	0957-53-4111
神戸市	道路部管理課	078-322-5385	小値賀町	建設課	0959-56-3111
姫路市	まちづくり指導課	079-221-2541	熊本県	都市計画課	096-333-2522
西宮市	都市デザイン課	0798-35-3950	熊本市	開発景観課	096-328-2507
尼崎市	開発指導課	06-6489-6606	大分県	都市・まちづくり推進課	097-506-4672
篠山市	地域計画課	079-552-1118	大分市	まちなみ企画課	097-537-5968
豊岡市	都市整備課	0796-23-1712	宮崎県	都市計画課	0985-26-7191
芦屋市	都市計画課	0797-38-2109	宮崎市	景観課	0985-21-1817
明石市	都市総務課	078-918-5037	鹿児島県	都市計画課	099-286-3680
奈良県	景観・自然環境課	0742-27-8756	鹿児島市	都市景観課	099-216-1425
奈良市	景観課	0742-34-5209	指宿市	都市整備課	0993-22-2111
橿原市	緑地景観課	0744-47-3516	沖縄県	都市計画・モノレール	098-866-2408
和歌山県	都市政策課	073-441-3228	那覇市	都市計画課	098-951-3246
和歌山市	都市整備課	073-435-1082			